

再 評 価 調 査 書

I 事業概要					
事業名	農業農村整備事業（水質保全対策事業）				
地区名	新岩倉用水地区 <small>しんいわくらようすい</small>				
事業箇所	一宮市、小牧市、江南市、岩倉市、丹羽郡大口町 <small>いちのみやし こまきし こうなんし いわくらし にわぐんおおぐちちよう</small>				
事業のあらまし	<p>本地区は、愛知県の北西部に位置する一宮市始め4市1町にまたがる水田地帯486.3haを受益とした農業用用水路を整備するものである。</p> <p>本地区の水路は、もともと用排兼用の開水路として造成されたが、1967年度から1976年度にかけて、生活雑排水の流入による農業用水の水質悪化を防ぐために農業用水のパイプライン化が行われた。</p> <p>施設の大半は造成から40年以上が経過し、老朽化に伴う漏水が頻発しているため維持管理に多大な労力を要し、安定した用水供給に支障をきたしている。また、市街地を通過するため、大規模地震時における施設損壊による機能喪失や周辺宅地等の浸水被害の発生が懸念されている。</p> <p>このため、パイプラインの老朽化対策及び耐震対策を実施し、農業生産の維持並びに農業経営の安定化を図ることを目的に、2018年度から水質保全対策事業を実施し、2027年度に完了する計画である。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>用水路（L=9.0km）を改修することにより、従前の用水機能を維持することで、農業生産の維持及び農業経営の安定化を図る。</p> <p>【副次目標】</p> <p>なし</p>				
計画変更の推移			事前評価時 (2017年度)	再評価時 (2023年度)	変動要因の分析
	事業期間		2018～2027	2018～2027	
	事業費（億円）		40.5	45.9	
	経費内訳	工事費	36.7	41.8	労務資材費の増 (2017年単価→2022年単価)
		用補費	1.1	1.1	
		その他	2.7	3.0	労務資材費の増 (2017年単価→2022年単価)
事業内容		用水路 L=9.0km	用水路 L=9.0km		
II 評価					
① 事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【事前評価時の状況】</p> <p>本地区の用水路は造成から40年以上が経過し、老朽化に伴う漏水が頻発していることから、安定した農業生産や健全な農業経営が損なわれる可能性が生じるため、施設を更新する必要があった。</p> <p>【再評価時の状況】</p> <p>地区内の未改修区間では、施設の老朽化の進行は続いており、漏水の頻発により維持管理に多大な労力を要している。よって用水路の改修が必要な状況は継続している。</p> <p>【変動要因の分析】</p> <p>未改修区間の老朽化は改善しておらず、事業の必要性は依然として高い。</p>			
	判定	B	<p>A：事業着手時に比べ必要性が増大している。</p> <p>B：事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。</p> <p>C：事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p>		
		<p>【理由】</p> <p>未改修区間では、施設の老朽化の進行は続いており、漏水の頻発により維持管理に多大な労力を要している状況は改善されていない。このことから、用水路の改修が必要な状況は継</p>			

		続しているため。											
② 事業の進捗状況及び見込み	1) 進捗状況	【事業計画及び実績】											
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	計	
	工種 区分	調査・設計	←										→
		用地補償		←									→
		工事											
		用水路工		←									→
	事業費 (億円)	当初計画①	19.7				20.8				40.5		
		実績②	17.7								17.7		
		今回計画③	17.7								28.2		
		【進捗率】											
		これまでの計画に対する達成状況			全体進捗率								
		計画 【①】	実績 【②】	達成率(%) 【②÷①】	計画 【③】	達成率(%) 【②÷③】							
	延長(km)	4.1	2.2	54%	9.0	24%							
	事業費(億円)	19.7	17.7	90%	45.9	39%							
	工事費	18.0	16.8	93%	41.8	40%							
	用補費	0.4	0.1	25%	1.1	9%							
	その他	1.3	0.8	62%	3.0	27%							
	【施工済みの内容】 用水路 L=2.2km												
	【事後評価に準ずるフォローアップ】 該当なし。												
	2) 未着手又は長期化の理由	—											
	3) 今後の事業進捗の見込み	【阻害要因】 なし。 【今後の見込み】 事業着手後は、大口径区間や市街地等工事費が高額となる区間を優先して工事を進めており、今後は小口径や周辺が農地であるなど工事費が比較的少額となる区間となるため、計画通りの進捗が見込まれる。											
	判定	<p>A</p> <p>A：これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。 B：次のいずれか（該当する項目に「○印」を付ける）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 ・これまで事業長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 ・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。 <p>C：阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。</p>											
		【理由】 計画通りの完成が見込まれるため。											

③ 事業の効果の変化

1) 貨幣価値化可能な効果(費用対効果分析結果)の変化

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析の算定基礎となった要因変化の有無】
事前評価時から土地利用の大きな変化はない。

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果】

区 分		事前評価時 (基準年:2017)	再評価時 (基準年:2023)	備 考
費用 (億円)	当該事業による費用	32.5	—	
	その他費用(注)	35.2	—	
	合計(C)	67.7	—	
効果 (億円)	作物生産効果	67.8	—	
	品質向上効果	4.7	—	
	営農経費節減効果	△9.9	—	
	維持管理費節減効果	△1.7	—	
	水源かん養効果	19.1	—	
	大規模地震対策効果	1.4	—	
	国産農産物安定供給効果	8.6	—	
	合計(B)	90.0	—	
	(参考) 算定要因	水稲作付面積(ha)	524.6	486.3
費用対効果分析結果(B/C)		1.3	—	

※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したもの。

※費用対効果分析については、愛知県公共事業評価実施要領細則により、原則として、事業採択時と比べ、その要因が3割を超えて変化している場合、または費用対効果分析結果が1未満になる恐れがある場合に実施するとされており、今回の評価では算定していない。

注) その他費用の内訳

① 当該施設

再整備費+事業着工時点の資産価格-評価期間終了時点の資産価格

② 当該施設と一体となって効用を発揮するもので、頭首工や幹線水路など

新規整備費+再整備費+事業着工時点の資産価格-評価期間終了時点の資産価格

※評価期間:50年(当該事業の工事期間10年+40年)

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析手法】

「新たな土地改良の効果算定マニュアル」(2015年9月 農林水産省農村振興局企画部土地改良課・事業計画課監修)に基づき算定を行った。

【変動要因の分析】

費用対効果分析の算定基礎となった要因に事前評価時から大きな変動はない。

2) 貨幣価値化困難な効果の変化

【事前評価時の状況】

該当なし。

【再評価時の状況】

該当なし。

【変動要因の分析】

該当なし。

判定

A

A: 前回評価時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがある。

B: 前回評価時と比べ低下が見られるが、十分な事業効果が確保される見通しがある。

C: 前回評価時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通しが立たない。

【理由】

事前評価時(2017年)から大きな変化がないため。

Ⅲ 対応方針（案）	
継続	<p>中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。 継続：上記以外のもの。</p>
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容	
<p>■対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/>対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理状況 ・事業完了後5年以内に想定規模と同等の地震が発生した場合は耐震対策の効果検証を行う。 	
Ⅴ 事業評価監視委員会の意見	
<p>新岩倉用水地区の対応方針（案）〔事業継続〕を了承する。</p>	
Ⅵ 対応方針	
<p>事業継続</p>	